

公法学の総合的研究

岩本 章吾（いわもと しょうご）
知的財産学部 知的財産学科 教授

用途・応用分野：行政・司法実務



■ 研究概要

「公法学」とは、国家と私人との法律関係を規律する法を研究する学問である。

公法に属する法には、憲法、行政法が含まれる。憲法には附属法令が多数存在し、また、行政法に属する法は2,000本弱に及ぶとされている。公法は、私人間の法律関係を規律する私法（民法、商法等）と並ぶ一国の法体系の一翼を成す。

本研究室では、国の最高法規である憲法の理解を前提として、行政法学について、一般的な理論を構築することを研究している。その際、判例・通説を基礎としつつも、従来のドグマに捕らわれない新たな時代に即した体系の形成に努めている。また、行政法規の一つとしての独占禁止法の解釈論についても力を注いでいる。

■ 研究の特徴

行政の活動形式（行政立法、行政計画、行政契約、行政指導、行政行為等）について羅列的に考察するのではなく、企画立案、実施、監視・評価という行政活動の有機的サイクルの中に位置付けて考察する。

- ①法律の留保論における侵害留保説の再生の試み
- ②行政行為の効力としての公定力についての根源的考察
- ③取消訴訟の存在意義等を踏まえた行政事件訴訟法の今後のあり方

